



## 認証基準

- 1 原則としてオホーツク総合振興局管内に本社もしくは製造拠点を立地し安定的に製造される商品であること。
- 2 商品の特徴を反映させるために使用する「主たる原材料」に、オホーツク管内で生産される農水畜産物を使用した商品、またはオホーツク総合振興局管内の地域産業資源を活かし経済の活性化に期待できる商品であること。  
地域産業資源とは、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき北海道が認定したオホーツク総合振興局管内の地域産業資源
- 3 製造者が自主的に開発した商品を、管外で製造する商品も対象とすること。
- 4 認証対象商品は関係法令や安心・安全に関する基準を満たし、PL法対象商品についてはPL保険に加入していること。